

令和元年度 与謝野町プレミアム付商品券事業実施要領

< 与謝野町商工会 >

- 目的 消費税率引き上げにより、低所得者・子育て世帯（3歳未満）の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費の下支えと消費活動の活性化を図り、地域内消費の拡大に努める。
- 対象事業所 与謝野町内に店舗等を有する事業所の内、本事業に係るルールを遵守頂ける事業所（今回は商品券の目的上、福祉、医療関係の事業所も取扱い可能）
- 発行形態 1冊（500円券×10枚セット）額面総額5,000円
購入者（扶養外住民税非課税者及び子育て世帯主）は@4,000円で購入
※対象者1人つき最大5冊まで購入可能（3歳未満児は人数分）
- 発行数 25,000冊
- 額面総額 125,000千円（購入限度額25,000円/人×対象者5,000人程度）
- 発行者 与謝野町商工会
- 運営組織 与謝野町商工会 与謝野町プレミアム付商品券事業運営委員会
- 発行期間 令和元年10月1日（火）～ 令和2年2月末日
- 販売場所 与謝野町内郵便局7カ所（簡易郵便局は対象外）
（岩滝男山・岩滝・石川・野田川・三河内・加悦・与謝の各郵便局）
※対象購入者の方へは与謝野町よりご案内があります。
- 利用期間 令和元年10月1日（火）～ 令和2年3月31日（火）（6ヶ月間）
- 利用制限
 1. 利用限度額の制限はありません。（発行額が少額なため）
 2. 本商品券ご利用の際お釣りは出ません。
 3. 次の取引には、本商品券はご利用いただけません。
 - a プリペイドカード、商品券、切手、ハガキ、収入印紙等の金券類
 - b 保険料等、預かり金の受領
 - c 仕入れ代金、売掛金等の決済等
 - d たばこ、公共料金等

* たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入

* 出資や債務の支払い（税金、保険料、振込手数料、電気、ガス、水道、電話料など）

* 現金との換金、金融機関への預け入れ

* 金・プラチナ・銀・有価証券・金券・商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、店舗が独自発行する商品券）・旅行券・乗車券・切手・印紙・プリペイドカード等の換金性が高いもの

* 土地・家屋購入・家賃・地代・駐車場（一時預かりを除く）等の不動産や資産性の高いものに関わる支払い

* 風俗営業等の規制及び義務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に関わる支払い

- 精算期間 利用開始日から、令和2年4月23日（木）まで
- 精算方法
 1. 換金申請窓口 京都北都信用金庫 与謝野町内3支店
(岩滝中央支店・野田川支店・加悦支店)
 2. 換金受付日時 毎月第2、第4木曜日 午前9時から午後1時まで
上記、京都北都信用金庫の窓口にて受付
 3. 受付日から7営業日以内に指定口座へ振込精算します。
(振込口座は出来るだけ、北都信金の口座でお願いします)
- 精算負担金 無料（振込手数料も商工会で負担します）
- 取扱店の義務 取扱店では、次の事項を遵守していただきます。
 1. 決定事項の遵守
 2. 不正商品券への対応
 - a 不正商品券を発見された時（疑わしい時を含む）には、事務局商工会へ速やかにご連絡下さい。
 - b 不正商品券は、金券として取り扱わず、取扱店で預って下さい。
 - c 不正商品券と知りながら受け取られた場合には、精算出来ません。
 - d 商品券受領時には、偽造防止対策は講じていますが、印刷状態に異常が無いかを確認していただいた上でお受け取り下さいますよう努めて下さい。
(コピーの場合、複写無効が浮き出ます)
- その他
 1. 取扱店へは、次のものを配布予定です。
 - a 商品券事業実施要領
 - b 商品券取扱店の表示POP
 - c 商品券の見本券
 2. 商品券事業運営委員会の決議により、一部を変更することがあります。

与謝野町プレミアム付商品券事業運営委員会
事務局/与謝野町商工会（電話：43-1020）